

均等法をたたかって

岸本 直美

1. はじめに

実効ある男女雇用平等法制定をもとめる女性労働者を中心とするたたかい、国際婦人年(75年)からの10年、国際的な女性の地位向上のたかまりや国連での婦人差別撤廃条約の採択(79年12月)など、男女平等が世界の趨勢となるなかで、これに呼応してたたかわれた。また労使協調勢力による労働戦線の分断攻撃に抗して階級的ナショナルセンター確立と並行したたたかいでもあった。政府は差別撤廃条約の批准に不可欠の雇用における男女平等を保障する法制度とともに、財界の要求する母性保護を縮小・廃止する労基法改悪をセットにした「均等法」を国会に提出してきた。保護か平等かの資本の攻撃にたいして、母性の尊厳を守ることは男女平等の前提であることを明らかにし女性たちの熱い長いたたかいが全国にひろがったのである。成立した「均等法」は女性労働者の要求してきた法制度とは程遠く、雇用の男女差別を禁止するには不十分であり、不満だらけであった。が、雇用における全ステージにわたり男女差別是正を明記した法律は、我が国では「均等法」が初めてであった。30歳若年定年制や結婚退職制、女性なるが故の賃金や昇格差別などに悔し涙をのんできた女性たちが、男女平等への重い扉をこじあけるようにして頑張った画期的なたたか

いだった。

均等法は86年4月に施行された。その年の6月、政府・労働省は労働時間を弾力化する労基法改悪や労働者派遣法制定などの労働法制の全面攻撃の法案検討をはじめた。女性の働く基盤を掘り崩すこれらの攻撃にたいして女性労働者は、男女とも人間らしく生き働くための労働条件確立と、労基法・均等法の民主的改善の新たなたたかいへと力を合わせた。

当時の総評、同盟など労働団体は、男女差別是正の法制度を要求したが、「現実的な対応」を一致してかけ、資本の狙いである労基法改悪にはまともにたたかうことができなかった。統一労組懇・婦人連絡会は、職場・地域の草の根からの運動を基礎に、広範な労働者・労働組合との共闘、婦人団体、民主団体、法律家、学者・研究者等との協力・共同を力に、男女平等の積極的な法制度確立と労基法改悪阻止を一体化させたたたかいとは際立った違いをみせた。

2. 保護抜き「男女平等」攻撃に抗して

①母性保護を前提にした男女平等法の実現を

労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会は78年11月「婦人労働法制の課題と方向」と題する報告書(いわゆる労基研報告)をまとめた。この基本的な考えかたは「男女平等の徹

特集・女性労働者の状態と男女平等要求

底は男女が同じ基盤にたって就業することが必要」だとして、労基法上の女性労働者に対する保護規定を一般女子にかかわるものと妊娠・出産等にかかわる措置にわけ、前者の保護は解消すべき方向が示唆されていた。同時に「募集・採用から定年、解雇にいたるまで機会と待遇の全般の差別を禁止」する新規立法の必要性が提起されていた。保護か平等かの巧みなイデオロギー攻撃が資本の側から強められた。

統一労組懇談下の単産・婦人部は、ただちに「労基法改悪に反対し、真の男女平等をめざす学習討論集会」(79年1月)を、真新しい埼玉県武蔵嵐山の国立婦人会館で開催した。医師や法律家、女性労働問題の専門家、研究家、労働行政の担当者などとともに、各分野から「労基研報告」の問題点を徹底して明らかにした。真の男女平等とは母性を尊重し母性保護を前提としてこそ実現でき、男女平等は民主主義の原点でありまた社会進歩の課題でもあることを学習・討論のなかで確認できた。この討論集会によって、政府・財界のねらいをあきらかにし、同時に「母性保護を前提とする真の男女平等」実現への合意を大きくひろげた。この集会の直後に、単産・婦人部の運動連絡組織として統一労組懇談婦人連絡会が発足した。

②要求で団結し、たたかいを全国に

労基研報告につづいて当時の野党4党(社会、共産、公明、民社)や日本弁護士連合会が男女平等法案要綱を発表した。共産、社会両党は母性保護拡充を内容とする労基法改正案を提出した。立法化への動きが具体化するなか、統一労組懇談婦人連絡会は「男女平等を考える学習討論集会」を全国的な規模で開催した。差別是正・雇用の平等の実現は男女労働者の課題とした統一労組懇談のこのとりくみは、労働組合運動の歴史のなかでも重要な提起であり、女性労働者に

とっても画期的な意義のある集会となった。婦人連絡会はこの集会でこれまでの運動やたたかいの到達点をふまえ、男女平等法がかかげるべき原則基準(案)を提起した。

この内容は、①母性の尊厳と保護を前提とする真の男女平等の理念を明確にすること、②公務員もパートもすべての女性労働者に摘要されること、③募集、採用から定年、退職間であらゆる形態の不当な差別を禁止、是正の対象とすること、④差別の是正を迅速に、適切におこなう措置を確立すること、⑤法律の実効性をたかめるため厳重な罰則規定を設けること、などである。当時、総評や同盟など特定政党支持の方針をとる労働組合が、支持政党が提起した法案を支持、その実現をかかげるなどといった運動を支持政党毎に分断する動きにたいして、一致できる原則的な要求で団結し、真の男女平等を求める力を大きく合流させながら統一してたたかうという統一労組懇談の提起は重要な役割を果たした。

③女性労働者の状態悪化と「酷書」運動

男女平等要求と運動の高まりのなか、関西経営者協会は「男女差別の禁止は……母性保護(妊娠・出産)を除いて女子を有利に扱うことも禁止することにある」と主張し、時間外労働の規制緩和、深夜業禁止の廃止、生理休暇制限など労基法についての意見書を労働省に提出した。同時に男女平等を逆手にとった「能力開発」や「戦力化」を口実にした女性の労働強化や母性保護の権利侵害が急速に職場にひろがった。深夜に及ぶ長時間残業やフロシキ残業、生休の無給化、産休・育児時間の取得を理由にした賃金、ボーナス査定での差別、パート女性の増大も目立った。統一労組懇談婦人連絡会はこれらは男女平等に逆行するものと抗議し、実態を告発する「酷書づくり運動」を提起した。女性労働者

の仕事や職場の実態を「婦人労働酷書」(学習の友社・1982年9月刊)として発行した。実態告発の運動は他の分野でもとりくまれ、新婦人の「5000人差別証言運動」、民青同盟の「若い女性の全国総証言運動」となってひろがった。女性労働者にたいする差別の洗いだしや労基法違反の実態を社会的に告発すると同時に、職場からの平等要求、労働条件改善のとりくみを重視した。法律家や女性労働の専門家の協力をえて「はたらく女性の悩み110番」が中央で、地方でとりくまれた。

また婦団連、新婦人、統一労組懇婦人連絡会が署名推進事務局となって、「国連の婦人差別撤廃条約批准と雇用平等法の確立をめざす要求署名」が全国のはたらく女性のなかに、職場や組織、階層の垣根をこえてひろげた。

「男女平等問題専門家会議」(労働大臣私的諮問機関)が「雇用における男女平等の判断基準の考え方について」の報告を82年5月にまとめ、労働省に答申した。労働省はこの年の7月に「男女平等法制化準備室」を設置した。いよいよ立法化への具体的な動きがはじまった。

83年9月、統一労組懇婦人連絡会は第3回総会で「労基法改悪阻止と実効ある男女平等法統一要求(案)」を提起した。この内容は、実効ある男女平等法制定のための統一要求と、労働基準法の改悪に反対し、母性保護の拡充を含む労働基準法改正要求の2つの柱からなり、禁止すべき差別の内容は12項目にわたって具体化した。この統一要求案の討論・学習を全国にひろげながら、政府・労働省の法制化作業に統一要求を反映させるためのとりくみを強めた。83年暮れもおしつまってから婦人少年問題審議会(婦少審)・婦人労働部会が「男女雇用平等法審議・中間報告」を発表した。雇用における男女平等のために何等かの法律をつくること、労働基準法

の女子保護規定については、妊娠・出産にかかわる母性保護規定をのぞいて見直すことが必要という基本点では、労(総評、同盟、中立労連から各1名)・使・公益側委員は合意したが、禁止規定や保護規定部分では意見がわかれた。公益側委員は合意事項にもとづき「たたき台」と称する男女平等法「試案」を作成し、84年通常国会への法案提出を明らかにした。

「日経連タイムス」は早速「容認できぬ男女平等試案」を主張でかかげ、差別撤廃条約の批准はなんら事前に相談なかったと政府への質問状を出し、経団連会長と経済同友会は男女平等法は時期尚早の意見書を発表した。財界・経済団体からの猛烈な圧力がかけられた。婦人連絡会は、募集・採用差別の是正が事業主の努力義務に委ね、その他の差別も罰則抜きでは実効性の確保に乏しいうえ、現行労基法の女子保護規定を大幅縮小することは男女平等への逆行であること、社会的機能たる母性の尊厳を前提にした平等の機会、権利を確保していくことでの奮闘を労働者側委員に集中するとりくみを強めた。

3. 全国にひろがるたたかひの炎

①はたらく女性との連帯、共同のたたかひ

政府・労働省は、労基法改悪と骨ぬき平等を一体にした平等法案要綱づくりをすすめていた。統一労組懇婦人連絡会は「労基法改悪に反対し、実効ある男女平等法」の制定をめざすとりくみを最重点課題にすえ、84年3月、男女平等法闘争本部を設置し、臨戦体制を確立した。本部長に江尻尚子・現日本医労連委員長、事務局長に岸本、大阪府職労の中居多津子さんが上京し事務局次長として専従に座った。

この年29回目をむかえる「はたらく婦人の中央集会」の実行委員会は、「労基法改悪反対、実効ある男女雇用平等法制定運動推進委員会」を

特集・女性労働者の状態と男女平等要求

発足させた。婦人連絡会は職場からのたたかいと同時に、真の男女平等を求める、自営業者、農村、家内労働、婦人団体、広範な労組・婦人部と共同してたたかうことを重視した。推進委員会の名で「母性保護縮小・廃止の労基法改悪に反対し、実効ある男女平等法を求めます」のアピールを発表、「国連差別撤廃条約の批准や平等法制定に反対する財界の圧力で、平等法は骨抜きに、平等を口実にして母性保護を縮小・廃止を強行しようとしている」危険な情勢と全国からの総決起を訴えた。ごく短期間にもかかわらずアピールには各界の女性代表225氏が連名した。統一労組懇婦人連絡会とはたらく婦人・推進委員会は、政府の法案提出前の決起集会の開催を全国によびかけ、そのための準備実行委員会を発足、わずか1カ月間の準備期間で84年4月14日の日比谷野音集會を開催した。

②7000人が結集した4・14中央決起集会

「労基法改悪反対、実効ある男女平等雇用平等法の制定」を求める中央総決起集会には、45都道府県から7000人をこえる参加者があった。会場の日比谷野外音楽堂は全国の参加者であふれかえった。神奈川からはバスが10台、宮城の代表は名物「ささかま」を持参し会場内で売りながら交通費を捻出をした。九州、関西からは職場でカンパを訴え旅費をつくっての参加だった。「労基法の改悪を許すな!」「婦人差別撤廃条約の精神にそって男女雇用平等法をつくれ!」などのシュプレヒコールが法案準備中の労働省をつつんだ。とぎれることなく続く国会請願デモの隊列は圧巻だった。この日、第1次請願行動には、提起されたばかりの請願署名が15万人分も積み上げられた。緊迫する情勢を宣伝し、職場・地域から財政づくりをとりくみ、自主的な参加目標をたて、燃えるような全国集会を成功させた。予算もない、準備時間もない、

むちゃな計画だとの批判もあった。男女平等法への熱い思い、労基法大改悪への怒りを法案提出前に全国から結集させるためにはこの時期をのがさず決起することは必要だったのだ。ここで頑張らなければあとで悔いが残る、この力がこのあとの1年余の長期にわたる国会闘争をたたかい抜き、男性労働者ぐるみの運動へと大きく前進させた。

③法案審議はじまる一史上空前の連続国会行動

4・14決起集会から1カ月後、政府は7カ年にわたる審議結果を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律」案として国会に提出した。いわゆる「男女機会均等法」案で、労基法の大改悪がセットになっていた。国会会期末まで1週間しかなかったが、健康保険や年金改悪法案の成立をたくらむ政府・自民党は大幅会期の延長を強行してきた。春から夏、猛暑にも負けず、雨の日も風の日も審議日には国会をとりまいた。23都道府県に労働組合、女性労働者を中心に各分野の団体・組織を結集させた「共同」の運動組織が発足した。平等法講師団による学習会、婦人連絡会製作の「均等法スライド」が活用され、街頭宣伝などが全国規模でひろがった。

85年2月、「均等法」の審議入りの動きに労組、婦人団体、自由法曹団など200組織をこえる団体が参加する「中央決起集会」が東京・浅草公会堂で開催された。労基法改悪とセットの「均等法」は反対、労基法改悪なしの実効ある男女雇用平等法の制定と、婦人差別撤廃条約の即時批准の要求を確認し、正念場をたたかいぬく決意を固めた。

この集会の成功をふまえ、参加した各団体は共同して国会闘争をとりくむための「共闘実行委員会」を発足させ、運動を継続させた。均等

法の審議日の国会行動は、この共闘実行委員会が中心となってとりくんだ。

「長いこと国会にいるが、こんなに女性がかけつけたのは国会はじまって以来」と、すっかり顔なじみになってしまった衛視が言っていた。法案審議日には大規模な国会行動がとりくまれた。500人から800人、1300人という日もあり、国会はどこも女性たちであふれた。102国会は「均等法」のほかに、「年金改悪」「補助金カット一括法」「労働者派遣法」などが目白押しだった。これらの悪法を許さないたたかいとむすんで、実効性ある男女雇用平等法の制定を求めてたたかった。衆議院社会労働委員会は3年後の見直し規定を付則に追加し4月25日、自民党の賛成多数で可決した。5月17日の衆議院本会議で採決、自民党、新自由クラブの賛成多数で政府案の「均等法」が可決成立した。「均等法」の最大の問題点は、母性保護を大幅に後退させる労基法改悪が含まれていることであるが、この内容は、成立と同時に「均等法」「労基法改悪」の2つにわかれた。

この日、労組・諸団体が結集し一丸となって国会闘争をたたかった「共闘実行委員会」は、「たたかいはこれからが重要な局面を迎える」との声明をだし全国を激励した。

4. 真の男女雇用平等をめざして

「共闘実行委員会」の声明は、自覚的労働組合婦人部を中心に、婦人団体、民主団体など広範な労働者・国民の参加で築かれた共闘の輪を、今後の運動に発展させる立場から、①婦人差別撤廃条約の即時批准、②労基法改悪による職場の労働条件を後退させない、③母性保護拡充、労働時間短縮など労働条件の大幅な改善をよびかけた。

統一労組懇婦人連絡会は、均等法の細部を委

ねている省令・指針策定にむけて「法の施行にあたっては均等法の実効性をたかめる」ための要求や署名、政府への要請行動を中央・地方ですすめた。労働省が決定した省令・指針は、そうした要求に答えないばかりか、労基法の「女子労働基準規則」はこれまでの水準を大幅に後退させた。日経連は「均等法企業側対応策」を作成し、改悪された労基法の水準にまで就業規則や労働協約を引き下げる攻撃を強めた。婦人連絡会は職場の権利の実態調査や就業規則、労働協約の点検ポイントを提起しながら、たたかいとってきた労働条件を下げさせない職場からのとりくみ、女性国家公務員への母性保護後退を許さない10-7改悪反対のとりくみを全国から集中させた。均等法成立を機に、生理休暇の廃止や時間外労働の規制緩和、就業規則改悪や職場の権利侵害、均等法を逆手にとったコース別雇用など新たな攻撃が男女労働者に急速にひろがっていった。「コース別人事や能力主義管理」や権利の実態を討論集会や、「婦人の権利白書」(学習の友社)で明らかにしながら、「均等法」の内容をつかみ、これを職場の男女差別是正に積極的に活用するたたかいを提起した。均等法は不十分な法律ではあったが、定年・退職・解雇などの差別を禁止している。職場の差別是正に活用しながら実効性をたかめていくことと同時に、法の持っている決定的な欠陥を改正することが今後の課題となった。雇用における男女平等確保というわが国労働者にとって歴史的な立法闘争を、組織された女性労働者は自らの切実な要求を重ね、戦線や共同を広げながら闘い抜いた。そして「真の男女雇用平等法」実現のために、闘うナショナルセンター確立を我が闘いとして広げていったのである。

(監事・全労連事務局次長)